

独立達成後のアメリカの危機（教科書 23～24 頁対応）

(4)連合の危機

◎独立戦争後イギリスは、

- ・アメリカ船をイギリス領西インド諸島から締め出した。←Navigation Acts（植民地貿易はイギリス帝国の船舶で）
- ・アメリカ製の船舶の輸入を禁止した。
- ・アメリカ産の商品の輸入を禁じたり、高率の関税をかけたりした。
- それに対してアメリカは、
- ・工業製品をイギリスから輸入せざるを得なかつた。

【各邦の状況】

◆戦費調達のために多額の公債を発行しておりその返済が必要であった。また、支払いが遅滞した軍人の給与の支払も必要であった。

歳入を得るため、各邦は関税の増徴を行つた。しかし、関税には、外国商品に対するものだけでなく、他邦商品に対するものも少なくなく、アメリカ国内に關稅障壁が設けられ、アメリカとして經濟的に統一して發展することが妨げられた。連合には通商規制権限が与えられておらず、このような邦による關稅を規制できなかつた。

★急進派が邦議会を支配した 7 邦

紙幣が増発されるとともに、紙幣による債務弁済について受領義務を定める法律が制定された。

債務者保護を内容（弁済期延長・分割弁済・代物弁済を認めたり、債務者拘禁を廃止したりした）とする法律が制定された。

→経済的に不安定な状況が生じた。

★保守派が邦議会を支配した 6 邦

増税による歳入増加が図られた。

債務者保護立法はなされず、他方、税や金銭債務の支払は硬貨でなすことが義務づけられ。また、抵当権は実行され、債務者拘禁も行われた。

→債務や税の負担に耐えかねた農民が暴動を起こすなど社会不安が広がつた。

【連合の状況】

アメリカ連合には、租税・關稅を賦課徵収する権限が欠けていたし、州際通商を規制する権限も欠けていた。

☆關稅を賦課徵収する権限の欠如により、全米的な關稅政策によって全米的な産業保護政策を講じることができず、また、他邦商品に対する法の關稅を禁止することもできなかつた。

この点に関して連合規約を改正して、關稅を課す連合に権限を付与しようとする試みがなされたが、1782 年にはロード・アイランドの反対で成立せず、1783 年にはニュー・ヨークの反対で成立しなかつた（連合規約の改正には、全邦の承認が必要）。

☆大陸会議の発行した公債を返済するための資金を連合は必要としたが、連合には課税権がなく、各邦に割り当てられた連合への拠出金も、全体として、わりあてられた金額の 6 分の 1 しか州は拠出しなかつた。

☆強力な軍隊に対する警戒心が強く、また、財政難であったため、連合の軍隊は弱体で、アメリカの領土となった地に残ったイギリス兵を駆逐できない、インディアンの抵抗を鎮圧することができない、スペインによるミシシッピ川河口封鎖にも対抗できなかつた。

さらに、1786 年 8 月に起きた、シェイズの乱（Shays' Rebellion）——マサチューセッツでは、社会の保

## アメリカ法補足説明（2008.05.13.講義分——未配布）

保守派・上層部が邦議会を支配したため、債務者保護立法は制定されず、債務の負担と緊縮財政に苦しんだ農民たちは、紙幣の増発、減税、抵抗権実行の禁止、債務者拘禁の廃止などを要求し、裁判所を襲撃してその機能を麻痺させた）に対して、連合は鎮圧することができなかった。鎮圧は、邦がボストンの商人から借りた金で集めた軍隊によってなされた。

このような状況を前に、保守派・社会の上層部（有産階級）を中心に、強力な中央政府の樹立を求めるようになっていった。